

未熟児養育医療給付制度について



出生体重が2000g以下あるいは生活力、身体の発育が未熟なままで生まれた赤ちゃんで、指定医療機関において医師が入院治療が必要と認めた場合、申請に基づき、その治療に必要な医療費を市が負担する制度です。

なお、世帯の市町村民税額等に応じて、一部自己負担金が生じます。

【申請について】

出生後2週間以内に、必要書類を保健センターに提出してください。

病院は指定医療機関（母子健康手帳に掲載しています）であることが必要です。

【必要書類について】

- 1 養育医療給付申請書……申請者が記入（記入に際し健康保険証が必要）
- 2 養育医療意見書……指定医療機関で主治医に記入してもらう
- 3 世帯調書……申請者が記入
- 4 委任状及び承諾書……申請者が記入
- 5 健康保険証（コピー可） 赤ちゃん本人（交付されている場合）と被保険者のもの
- 6 本人確認書類……マイナンバーカード、または写真付きの本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）1点（注）。
（注）写真付きの本人確認書類がない場合は、健康保険証や年金手帳などが2つ以上必要。
- 7 市町村民税額等の証明書……赤ちゃんと生計を同一にする扶養義務者（父母、祖父母、兄弟姉妹等）全員について、次の①～④のいずれかの証明書を添えてください。

※1月～6月に申請する場合は前年度、7月～12月に申請する場合は当該年度の証明書類が必要です。

※18歳未満の兄弟姉妹で未就業のかたは不要。

<市町村民税額等の証明書について>

※下記①～③のかたは、1月～6月までに申請する場合は前年の1月1日時点、7月～12月に申請する場合はその年の1月1日時点で市内に住所がある場合は、養育医療給付申請書裏面の同意書を記入することにより、証明書類の提出を省略することができます。

① 会社、事業所などに勤めているかた

① 市町村民税・県民税特別徴収税額通知書（勤務先の会社等から発行されます）、または、

② 市町村民税・県民税課税（非課税）証明書（市役所・町村役場の税務窓口で発行できます。市町村民税所得割額、均等割額の記載があるもの。）

② 自営業のかた

① 市町村民税・県民税額決定・納税通知書（市町村から郵送されます）または、

② 市町村民税・県民税課税（非課税）証明書（市役所・町村役場の税務窓口で発行できます。市町村民税所得割額、均等割額の記載があるもの。）

③ 無職のかた（働いていなかったかた）

市町村民税課税（非課税）証明書（市役所・町村役場の税務窓口で発行できます。市町村民税所得割額、均等割額の記載があるもの。）

④ 生活保護を受給されているかた

生活保護受給証明書（福祉事務所で発行してもらえます。）

【医療券について】

申請後、書類の審査を行い、承認の場合は医療券を発行します。

申請から約1週間かかります。承認後、保健センターから電話連絡致します。

＜承認後、お渡しするもの＞

- ① 養育医療券（病院に渡してください）
- ② 養育医療に伴う費用の負担について（申請者あての手紙）
- ③ 養育医療券の送付および注意事項について
- ④ 退院連絡のお願い
- ⑤ 双子で利用するかたへ（双子ちゃんのご家庭のみ）



※医療券の有効期限を越えて入院が必要な場合（最長1歳の誕生日の前々日まで）や、病院あるいは住所地等を変更する場合には手続きが必要となります。事前に保健センターへお問い合わせください。

【支払いについて】

1 未熟児の医療で保険対象のものについて

世帯の市町村民税額等に依りて一部自己負担金が生じますが、「深谷市こども医療費支給事業」にて助成されますので「深谷市こども医療費支給事業」の申請を忘れずに行ってください。

※「一部自己負担金」は、市町村民税額等の証明書に基づき算定した額（徴収額）と市が負担した公費負担の額を比較して、少ない額になります。

市町村民税額等の証明に基づき算定した額（徴収額）は、申請者あての手紙「養育医療に伴う費用の負担について」に記載されています。

2 病院での支払いについて

次のようなものは養育医療の給付対象外となりますので、病院から請求がありましたらお支払いください。

例：差額ベット代、紙オムツ代、保険のきかない薬・医療用器材等

＜養育医療についての問い合わせ先＞

深谷市保健センター 保健指導係

TEL 048(575)1101

土日・祝休日・年末年始を除く平日8時30分～午後5時15分

